

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について

このたびの、令和6年能登半島地震にかかる災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 災害救助法適用地域

＜適用地域と法適用日（※）＞

都道府県	適用地域	法適用日
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町	1月1日
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町	
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	
福井県	福井市、あわら市、坂井市	

※内閣府政策統括官(防災担当)「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について【第2報】」

2. 特別措置のお取扱い

石川県につきましては、**全域（県内全市町村）を特別措置適用の対象といたします。**

1. 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします（2024年7月10日更新）

- 資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、特別措置の適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2024年7月31日まで延長いたします。
- 保険料の払込ができずに失効・立替となるご契約につきましては、お申し出がなくても保険料の払込猶予期間を延長し、2024年7月31日まで失効・立替させないお取扱いをいたします。
- 保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2024年7月31日までにお払込みいただく必要がございますが、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合、最長2025年2月28日まで再延長いたします。

2. 死亡保険金・給付金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします（継続）

- 死亡保険金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。
- 入院・手術等給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

3. 入院給付金等のお支払手続きに関する特別取扱い（継続）

＜今回の地震によりケガで入院された場合＞

- 今回の地震によりケガで入院された場合、病院、被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、ケガをされた日から入院を開始したのものとして、入院給付金等をお支払いいたします。

＜今回の地震により必要な入院治療を受けられなかった場合＞

（今回の地震によるケガ以外のケガ、病気による入院治療を含みます）

- 本来入院による治療が必要であったものの、病院の事情により予定より早い退院を余儀なくされた場合や、入院できず自宅や避難所等で療養された場合についても、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院給付金等をお支払いいたします。

4. 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします（継続）

- 契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

5. 契約者貸付の特別金利の適用（貸付利息の免除）

- ・新規または追加で契約者貸付のお申し出をいただいた場合、2024年7月31日までは年利0.0%の特別金利を適用することで、貸付利息を免除いたします。
（契約者貸付金額の上限：解約返戻金の一定割合以内）
（受付期間：2024年1月1日から2024年3月31日まで）

【本取扱いは、2024年3月31日で受付を終了しております】

6. 保険契約のオーバーローン失効に関する取扱い（2024年7月10日更新）

- ・契約者貸付を受けられているご契約や立替金（保険料自動振替貸付）がすでに適用になっているご契約で、当該災害の影響により貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからのお申し出により2024年7月31日まで返済期限日を猶予いたします。
- ・保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の貸付金・立替金を2024年7月31日までにお払込みいただく必要がございますが、お払込みが困難な場合、最長2025年2月28日まで再延長いたします。

※前記の1. 2. 3. につきましては、三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損保から移行されたご契約も特別措置の対象となります。お手続きに際しては扱損保課支社にご確認ください。

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>

電話※：0120-321-106

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたご契約のお客さまにつきましては、次の専用ダイヤルとなります。

○保険金・給付金請求に関する連絡先 <保険金請求受付センター>

電話※：0120-321-288

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

○保険金・給付金請求以外の連絡先 <医療・介護デスク>

・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま : 電話※：0120-321-186

・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま : 電話※：0120-321-553

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

※各電話は無料です。携帯電話からもご利用いただけます。

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以 上